

令和5年5月8日

各保護者様

三田市教育長 鹿嶽 昌功  
三田市立富士小学校長 岡田 和士

## 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

保護者の皆様におかれましては、日々お子様の健康観察等、新型コロナウイルス感染拡大防止に対してきめ細やかなご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

このたび、令和5年5月8日付けで、新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなりました。

つきましては、5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に係る学校における対応を以下のとおりとします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 教育活動について

感染状況が落ち着いている平時においては、下記のとおり特段の感染症対策を講じず、教育活動を行います。

#### 2 平時における新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 家庭との連携により児童生徒の健康状態には十分留意します。

ただし、健康観察カードの提出は不要とします。

(2) 教室等において適切な温度管理等に十分留意しながら換気を確保します。

(3) 手洗い等の手指衛生、咳エチケットを指導します。清潔なハンカチ・ティッシュを持たせてください。

(4) マスクの着用は求めません。

ただし、混雑した電車やバスを利用する際や校外学習において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などではマスク着用を推奨します。

なお、感染症が流行しているなどの理由でマスク着用を促すことが生じた場合にもマスク着用を強いることはしません。また、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスク着用を希望する児童生徒もいることなどから、マスク着脱を強いることのないようにし、児童生徒の間で着用の有無による差別・偏見等がないように適切に指導します。

#### 3 出席停止について

(1) 児童生徒が、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合、出席停止とします。

※なお、これまで発熱等の風邪症状がある場合(ワクチン接種後を含む)の欠席は、出席停止扱いとしていましたが、5月8日以降は通常健康上の理由と同様、欠席となります。

(2) 児童生徒の出席停止期間の基準

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。

(発症した日を0日として起算します。)

- (3) その他、感染が不安で休ませたい、家族や身近に接した人に陽性者がいるので休ませたい等、ご心配なことがありましたら学校にご相談ください。

#### 4 家庭における健康管理等のお願い

- (1) 石けんと流水による手洗い、咳エチケットなど感染症予防を徹底してください。
- (2) 十分な睡眠、バランスのとれた食事、適度な運動を心がけてください。
- (3) 換気と加湿（湿度40%以上を目安）を心がけ感染予防に努めてください。
- (4) 清潔なハンカチ、ティッシュを持参してください。また、保護者の判断により必要と考えられる場合はマスク・マスクケースを持参してください。
- (5) 常時換気を徹底するため、衣服調節ができるように準備してください。
- (6) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校せず、自宅で休養してください。
- (7) 登校後、発熱等の症状がみられた場合は、原則早退とします。学校からの緊急の連絡や迎えの連絡に対して、必ず対応できるようにしてください。
- (8) 新型コロナウイルス感染症による出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

#### 5 地域や学校において新型コロナウイルス感染症が流行している場合

活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、児童生徒が触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を講じます。